

資料 1

○香美市振興計画・総合戦略審議会条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 29 号

改正 平成 23 年 3 月 16 日条例第 14 号

改正 平成 27 年 3 月 23 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき香美市振興計画・総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 香美市振興計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び目標達成度の検証に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前 6 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。
- 3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。
- 5 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成23年3月16日条例第14号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第5号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。